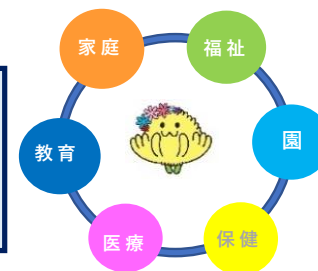


越前市児童発達支援センターなないろ

なないろは、児童福祉法に基づき、障がいのある子や発達の気になる子が地域において自分らしく健やかに育ち、家族が安心して子育てできるよう支援するとともに、子どもに関わる施設などへの支援を合わせて行う地域の中核的な発達支援施設です。

- 子どもの発達状況や特性に応じ、発達を最大限に促すための療育※1を行います。
- 家族に寄り添い、子どもに応じた関わりを一緒に考え、子育てを支援します。
- 発達に関する幅広い相談に対応し、子どもの状況や希望などに沿った福祉サービスの利用等を調整します。
- 子どもに関わる施設などへの専門的支援や、市民への障がい理解のための普及啓発などの活動を実施します。
- 気付きの段階から18歳になるまで切れ目なく支援できるよう福祉・教育・子育てなどが一体となった支援体制づくりに取り組みます。



※1 障がいのある子や発達の気になる子の発達を支援する働きかけのこと

グループ教室

| サービス種別 | 対象 | 内容 | 利用時間 |
|------------|-------------|---|----------------------------------|
| 児童発達支援 | 発達に支援が必要な幼児 | 発達状況や特性に応じた配慮のもと、人との関わりや集団活動への参加などを促すための小グループでの療育を行います【親子通所 月2回程度】 | 9:00～11:00 または 13:00～15:00 |
| 放課後等デイサービス | 発達障がいのある小学生 | 発達状況や特性に応じた配慮のもと、ソーシャルスキルの習得や集団活動への参加などを促すための小グループでの療育を行います【親子通所 月2回程度】 | 15:30～17:00 |

個別教室

| サービス種別 | 対象 | 内容 | 利用時間 |
|------------|-----------------|---|-------------------------|
| 児童発達支援 | 発達に支援が必要な乳幼児 | 一人ひとりの発達状況や特性に応じ、発達を促すための療育を個別に行います【親子通所 月2～4回程度】 | 9:00～14:00 までの1時間程度 |
| 放課後等デイサービス | 障がいのある小学1年生～18歳 | 一人ひとりの発達状況や特性に応じ、発達を促すための療育を個別に行います【親子通所 月2～4回程度】 | 14:00～17:00 までの1時間程度 |
| | 発達障がいのある中学生 | 仲間づくりや余暇の充実等の活動を通して、コミュニケーションの練習や自己理解を進めます | 15:30～17:00 |

なないろ訪問支援

| サービス種別 | 対象 | 内容 | 利用時間 |
|----------|---------------|--|----------------|
| 保育所等訪問支援 | 上記サービスを利用する児童 | 子どもの通う施設に訪問し、集団生活への適応などの課題に対して支援します【概ね月に1回～2か月に1回程度】 | 1回あたり 2～3時間 |

- 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業です ○利用のための申請手続きが必要で
- 利用においては国の定め及び当センター設置及び管理条例に基づく利用者負担金があります
- 満3歳になった後の最初の4月から小学校に入学するまでの間は利用者負担金はありません

開所日

●月～金曜日の9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

地域支援

| | |
|---------------|--|
| 家族支援 | 保護者の悩みに寄り添い、子どもの発達特性を理解し適切な関わりを一緒に考えるための学習会や保護者交流会（なないろカフェ）などを行います |
| 支援者支援 | 発達特性と支援方法の理解を深め、支援の質が向上するような情報提供や研修会の開催などを行います |
| インクルージョン※2の推進 | 障がいのある子や発達が気になる子の理解を広めるために、市民を対象とした研修会や出前講座、情報発信などの普及啓発活動を行います |

※2 互いに個性を認め、受け入れられていると実感できること

なないろそうだん

| | 対象 | 内容 | 利用時間 |
|---------|-------------------------------|--|---------------------|
| 障害児相談支援 | 児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する18歳までの児童 | 子どもとその家族の置かれている状況や悩みの相談に応じ、必要な支援を調整し、サービス等利用計画の作成や手続きの支援、モニタリングを行います | 9:00～17:00 （要予約） |

- 利用のための申請手続きが必要で
- 利用者負担金はありません

発達支援調整

| | |
|--------|--|
| 発達相談窓口 | 子どもの発達や家庭生活、子育て、集団生活などに関する相談に対応します。専門のスタッフが、心配ごとや悩みに寄り添い、子どもの発達状況を確認し、対応を一緒に考えたり、必要な支援につなぐことができます。【利用時間 9:00～17:00(要予約)】 |
|--------|--|

- 利用者負担金はありません

| | |
|----------|--|
| 関係機関連携強化 | 地域で切れ目のない支援ができるよう、教育等と福祉の連携を推進するため、関係構築の場の設置や合同研修などを実施します |
| 情報の一元化 | 子育てファイルふくいつ※3の活用を推進し、発達に関する情報を一元管理することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実現する体制づくりに取り組みます |

※3 子どもの発達特性を理解し適切な支援を切れ目なく行うことを目的に福井県が作成した支援ツールです

職員

- 管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、相談支援専門員、地域連携推進マネージャー等